

居者が暴力団員であることが判明したとき」を追加すること。

(三) 同居承認及び地位承継承認の要件に暴力団員でないことを追加し、暴力団員が後から同居することや、地位承継することを認めないようにする。

(四) 警察から情報提供を受ける根拠となる規定を設けること。

三 施行期日

平成十九年十二月一日

埼玉県病院事業企業職員の給与の種類

及び基準に関する条例の一部を改正する条例(埼玉県条例第六十一号)(経営管理課)

一 趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

二 内容

給与の減額となる部分休業の対象について、3歳未満の子と定めた規定を、小学校就学の始期に達するまでの子に改正する。

三 施行期日

公布の日から

条例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第五十五号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。別表保健医療部の項第四十四号中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同項第四十五号中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四十五の二 温泉	土地掘削	七千四百円
法第六条第一項	等の許可	
若しくは第七条	を受けた	
第一項(これら	地位の承	

の規定を同法第十一條第二項において準用する場合を含む)。

料

第十六條第一項又は第十七條第一項の規定に基づく土地掘削等の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査

別表保健医療部の項第四十六号中「第十五條第一項」を「第十九條第一項」に改め、同表産業労働部の項第十三号及び第十四号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附則

この条例は、平成十九年十月二十日から施行する。ただし、別表産業労働部の項第十三号及び第十四号の改正規定は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)の施行の日から施行する。

政治倫理の確立のための埼玉県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第五十六号

政治倫理の確立のための埼玉県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための埼玉県知事の資産等の公開に関する条例(平成七年埼玉県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「貯金(普通貯金を除く)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く)」を「及び貯金(普通貯金を除く)」に、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融

商品取引法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の第二条の規定の適用については、平成十九年十月一日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び旧郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金をいう。）は、預金とみなす。

埼玉県自転車競走実施条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第五十七号

埼玉県自転車競走実施条例の一部を改正する条例

埼玉県自転車競走実施条例（昭和二十七年埼玉県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行なう」を「行う」に改め、「以下この条」の下に「及び第六条第一項」を加え、「昭和二十三年商工省令第二十八号。以下」を「平成十四年経済産業省令第九十七号。」に改める。

第二条第二項中「第二条」を「第六条」に改める。

第六条第一項中「関東自転車競技会」を「法第三十八条第一項に規定する競技実施法人」に改める。

附則

この条例は、公布の日又は自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第一条第一号に規定する日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第一条の改正規定（以下この条）の下に「及び第六条第一項」を加える部分を除く。及び第二条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに

公布する。

平成十九年十月十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第五十八号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第五十八項第一号事務の欄中7を削り、6を7とし、3から5までを4から6までとし、2の次に次のように加える。

- 法第三十四条の二第二項、第四十二条第二項（法第五十七条の三第一項において準用する法第五十二条の二第二項において準用する場合を除く。）及び第四十三条第三項の規定による協議

附則

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。

埼玉県営住宅条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第五十九号

埼玉県営住宅条例等の一部を改正する条例

（埼玉県営住宅条例の一部改正）

第一条 埼玉県営住宅条例（昭和三十四年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第五号まで」を「第六号まで」に改め、同項第一号中「第十条第一項第五号及び第十五条並びに附則第四項において」を「以下」に改め、同項に次の一号を加える。

六 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第十五条に次の一項を加える。

2 知事は、当該同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認を

してはならない。

第十六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、当該入居権利者の地位を承継しようとする者又は引き続き同居しようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

第四十三条第四項第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

第四十三条第六項中「第四項第二十号」を「第四項第二十一号」に改める。

第五十四条の次に次の二条を加える。

(承認等に関する意見聴取)

第五十四条の二 知事は、次に掲げる場合は、県営住宅に入居しようとする者若しくは現に同居し、若しくは同居しようとする者又は入居者若しくは同居者に関し、暴力団員に該当する事実の有無について、警察本部長の意見を聴くことができる。

一 第十三条第一項の承認をしようとする場合(第六十条の適用を受ける場合を含む)。

二 第十五条第一項若しくは第十六条第一項の承認又は第四十三条第四項の規定による請求をしようとする場合(第六十条の適用を受ける場合を含む)。

において、知事が必要と認めるとき。

(知事への意見)

第五十四条の三 警察本部長は、前条の規定により意見を求められた場合のほか、その保有する情報により入居者又は同居者が暴力団員であると認める場合には、知事に対し、その旨の意見を述べることができ。

第二条 埼玉県営住宅条例の一部を次のように改正する。

第十五条第二項に次の一号を加える。

五 当該同居させようとする者が暴力団員でない場合

第十六条第二項第二号中「トまで」を「へまで及びト(第四十三条第四項第二十号に係るものを除く。)」に改め、同項に次の一号を加える。

七 申請者又は引き続き同居しようとする者が暴力団員でない場合

第五十四条の二第二号中「第十五条第一項」を「第十五条第二項」に、「第十六条第一項」を「第十六条第二項」に改める。

(埼玉県特別県営住宅条例の一部改正)

第三条 埼玉県特別県営住宅条例(昭和四十二年埼玉県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「第五号」を「第六号」に改める。

第八条第一項中「(第十一条第二項を除く。)」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、県営住宅条例第二十九条の二第六項(県営住宅条例第四十三条第五項において準用する場合を含む。)及び県営住宅条例第四十三条第三項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「当該特別県営住宅の家賃の月額」と、県営住宅条例第五十四条の二中「第六十条の適用を受ける」とあるのは「指定管理者が行う」と読み替えるものとする。

第八条第三項中「第十一条第一項」を「第十一条」に、「第十四条第一項」を「第十四条」に、「第二十一条第二項」を「第二十一条から第二十五条まで」に、

「第三十条第一項、第四十三条第一項及び第五項、第五十三条第一項、第三項及び第五項並びに第五十四条第一項」を「第二十九条の二、第三十条第一項、第三十九条、第四十三条、第五十三条及び第五十四条」に改める。

(埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第四条 埼玉県特定公共賃貸住宅条例(平成六年埼玉県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「含む」の下に「。第六号において同じ」を加え、同条に次の一号を加える。

六 その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

第十一条に次の一項を加える。

2 知事は、当該同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

第十二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、当該入居権利者の地位を承継しようとする者又は引き続き同居しようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

第二十条中第二項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。

2 入居者は、他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

3 入居者は、同居者その他の関係者が前項の行為をし、又はしようとしているときは、当該行為を停止させ、若しくは防止し、又はこれらの者を当該特定公共賃貸住宅若しくは共同施設（これらの敷地を含む。）から退去させなければならない。

4 知事は、入居者が前三項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、当該義務の履行又は当該行為の停止を命じることその他の必要な指示をすることができる。

第二十六条第一項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「第十一条、第二十条第一項及び」を「第十一条第一項、第十二条第一項又は」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 次に掲げる違反に該当し、かつ、第二十条第四項の規定による指示に従わないとき。

イ 第二十条第一項に規定する義務を怠る事実として規則で定めるものに該当するとき。

ロ 第二十条第二項の規定に違反する行為として規則で定めるものを行ったとき。

ハ 第二十条第三項に規定する義務を怠ったとき。

第二十六条第一項第四号の次に次の一号を加える。

五 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）。

第二十六条に次の一項を加える。

4 前項後段の場合においては、埼玉県営住宅条例（昭和三十四年埼玉県条例第四十二号）第二十条第二項から第四項までの規定を準用する。

第二十七条の次に次の二条を加える。

（承認等に関する意見聴取）

第二十七条の二 知事は、次に掲げる場合は、特定公共賃貸住宅に入居しようとする者若しくは現に同居し、若しくは同居しようとする者又は入居者若しくは同居者に関し、暴力団員に該当する事実の有無について、警察本部長の意見を聴くことができる。

一 第七条第一項の承認をしようとする場合（第二十八条第二項の適用を受ける場合を含む。）

二 第十一条第一項若しくは第十二条第一項の承認又は第二十六条第一項の規定による請求をしようとする場合（第二十八条第二項の適用を受ける場合を

含む。）において、知事が必要と認めるとき。

（知事への意見）

第二十七条の三 警察本部長は、前条の規定により意見を求められた場合のほか、その保有する情報により入居者又は同居者が暴力団員であると認める場合には、知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

第二十八条第二項中「第十二条第一項」の下に「及び第二項」を、「第十六条第四項」の下に「、第二十条第四項」を加える。

附 則

この条例は、平成十九年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十年四月一日から、第三条の規定（埼玉県特別県営住宅条例第六条第一項第一号の改正規定及び同条例第八条第一項に後段を加える改正規定（県営住宅条例第五十条の二に係る部分に限る。）を除く。）は公布の日から施行する。

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第六十号

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「三歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「勤務時間の一部」の下に「二時間を超えない範囲内の時間に限る。」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十九日

## 埼玉県条例第六十一号

埼玉県知事 上田清司

埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「三歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「勤務時間の一部」の下に「二時間を超えない範囲内の時間に限る。」を加える。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。

埼玉県立武道館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十九日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県条例第六十二号

埼玉県立武道館条例等の一部を改正する条例

(埼玉県立武道館条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改める。

一 埼玉県立武道館条例(昭和四十三年埼玉県条例第三十六号)別表第二号上の表の備考第一号及び第二号

二 埼玉県立げんきプラザ条例(平成十五年埼玉県条例第五十七号)別表第一の備考第一号及び第二号並びに別表第二の備考第一号及び第二号

(埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部改正)

第二条 埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例(昭和三十八年埼玉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第六十二条」を「第九十七条」に改める。  
(埼玉県立高等看護学院条例の一部改正)

第三条 埼玉県立高等看護学院条例(昭和四十八年埼玉県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に改める。

(埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例の一部改正)

第四条 埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例(昭和四十九年埼玉県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第四十五条第三項」を「第五十四条第三項」に改める。  
(埼玉県長瀬総合射撃場条例の一部改正)

第五条 埼玉県長瀬総合射撃場条例(平成六年埼玉県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表の備考第四号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第三百三十四条第一項」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第六条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十八条第一項」を「第九十二条第一項」に改める。  
(埼玉県職員の留学費用の償還に関する条例の一部改正)

第七条 埼玉県職員の留学費用の償還に関する条例(平成十九年埼玉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第六十八条の二第四項第二号」を「第四百四条第四項第二号」に改める。

## 附則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行する。

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月十九日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県条例第六十三号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例(平成十二年埼玉県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第七号の表第一号中「及び第二項」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十五号

埼玉県知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県知事の職務代理に関する規則(昭和四十四年埼玉県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一項中「都筑 信」を「橋本光男」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十月二十日から施行する。

埼玉県自転車競走実施規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十六号

埼玉県自転車競走実施規則等の一部を改正する規則

(埼玉県自転車競走実施規則の一部改正)

第一条 埼玉県自転車競走実施規則(昭和三十八年埼玉県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項ただし書中「第一条第六項の」を「第三条の」に、「同項各号」を「同条各号」に改め、同項第一号中「第一条第六項第一号」を「第三条第一号」に、「関東自転車競走競技会」を「法第三十八条第一項に規定する競技実施法人」に、「競技会」を「競技実施法人」に改め、同項第二号中「第一条第六項第二号及び第三号」を「第三条第二号及び第三号」に改め、同条第三項ただし書中「競

技会」を「競技実施法人」に改める。

第十一条第一項第一号中「日本自転車振興会」を「法第二十三条第一項に規定する競輪振興法人」に、「日自振」を「競輪振興法人」に改める。

第二十一条中「第五条第一項」を「第六条第一項」に、「日自振」を「競輪振興法人」に改める。

第二十四条第五項ただし書及び第二十五条ただし書中「第五条」を「第六条第一項」に、「日自振」を「競輪振興法人」に改める。

第二十九条並びに第三十一条第二項及び第三項中「日自振」を「競輪振興法人」に、「競技会」を「競技実施法人」に改める。

第三十二条第一項第三号及び第四号中「日自振」を「競輪振興法人」に改める。  
第三十四条第三号中「第五条第一項」を「第六条第一項」に、「日自振」を「競輪振興法人」に改める。

第五十二条第二号中「日自振」を「競輪振興法人」に、「第五条」を「第六条第一項」に改める。

第五十六条第一項第一号を次のように改める。

一 法第十条各号に該当する者

第五十六条第一項第八号を第十号とし、第二号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 国會議員

三 埼玉県議會議員

第五十七条第一項第二号中「日自振」を「競輪振興法人」に改める。

第六十一条第一項第三号中「日自振」を「競輪振興法人」に改め、同項第八号中「第十八条各号、第十九条各号及び第二十条各号」を「第五十六条から第五十八条までの各号」に改める。

第七十二条中「第九条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

(埼玉県自転車競走電話投票実施規則の一部改正)

第二条 埼玉県自転車競走電話投票実施規則(昭和六十二年埼玉県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第七条の二」を「第九条」に、「第八条」を「第十条」に改める。

第十三条中「第八条の二に掲げる」を「第十一条に規定する」に改める。  
第二十四条中「関東自転車競技会」を「法第三十八条第一項に規定する競技

実施法人(以下この条において「競技実施法人」という。)に、「関東自転車競技会」を「競技実施法人」に改める。

(埼玉県自転車競走在席投票実施規則の一部改正)

第三条 埼玉県自転車競走在席投票実施規則(平成十六年埼玉県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第七条の二」を「第九条」に、「第八条」を「第十条」に改める。

第十一条中「第八条の二に掲げる」を「第十一条に規定する」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十九日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第八十七号

埼玉県温泉法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県温泉法施行細則(平成十四年埼玉県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第九条第二項」を「第十一条第二項」に改める。

第十条を第十二条とする。

第九条第一号中「第十五条第二項」を「第十九条第二項」に、「様式第九号」を

「様式第十一号」に改め、同条第二号中「土地の」を削り、「様式第十号」を「様式第十二号」に改め、同条第三号中「様式第十一号」を「様式第十三号」に改め、

同条第九号中「第十二条」を「第十六条」に、「様式第十七号」を「様式第二十三号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第八号中「第十一条第一項」を「第十三

号」と改め、同条第七号中「第七条」を「第十一条」に、「様式第十五号」を「様式第二十一号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第六号中「第五条第一項」を

「第七条第一項」に、「様式第十四号」を「様式第十八号」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 省令第八条第一項の温泉の利用の許可を受けた地位の承継承認申請書 様式

### 第十九号

十 省令第九条第一項の温泉の利用の許可を受けた地位の承継承認申請書 様式

### 第二十号

第九条第五号中「第四条第一項」を「第六条第二項」に、「様式第十三号」を「様式第十七号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「第三条」を「第五条」に、「様式第十二号」を「様式第十六号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加え、同条を第十一条とする。

四 省令第三条第一項の掘削許可等を受けた地位の承継承認申請書 様式第十四号

五 省令第四条第一項の掘削許可等を受けた地位の承継承認申請書 様式第十五号

第八条中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に、「様式第八号」を「様式第十号」に改め、同条を第十条とする。

第七条中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に、「様式第七号」を「様式第九号」に改め、同条を第九条とする。

第六条中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に、「様式第六号」を「様式第八号」に改め、同条を第八条とする。

第五条中「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に、「様式第五号」を「様式第七号」に改め、同条を第七条とする。

第四条中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に、「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(温泉利用の許可を受けた地位の承継承認書)

第六条 知事は、法第十六条第一項又は第十七条第一項の承認をしたときは、様式第六号の承認書を交付するものとする。

第三条中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に、「様式第三号」を「様式第四号」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。  
(掘削許可等を受けた地位の承継承認書)

第三条 知事は、法第六条第一項又は第七条第一項(これらの規定を法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の承認をしたときは、様式第三号の承認書を交付するものとする。

様式第一号から様式第四号までを次のように改める。



様式第1号(第1条関係)

温泉掘削許可書

指令 第 号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで申請のあった温泉をゆう出させるための土地の掘削

については、温泉法第3条第1項の規定により、許可します。

記

掘削を許可する場所

許可の有効期限 年 月 日まで

許可の条件

年 月 日

埼玉県知事 氏 名 印

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則(平成17年埼玉県規則第3号)別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第2号(第2条関係)

温泉掘削許可等有効期間更新許可書

指令 第 号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け指令 第 号の温泉 許可については、温泉

法第5条第2項(温泉法第11条第2項において準用する同法第5条第2項)の規定により、有効期間を更新します。

記

掘削を許可する場所

許可の新たな有効期限 年 月 日まで

年 月 日

埼玉県知事 氏 名 印

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第3号(第3条関係)

温泉掘削許可等を受けた地位の承継承認書

指令 第 号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで申請のあった下記の地位の承継については、温泉法

第6条第1項(温泉法第11条第2項において準用する同法第6条第1項)の規定に  
第7条第1項(温泉法第11条第2項において準用する同法第7条第1項)

により、承認します。

記

|                           |              |    |       |
|---------------------------|--------------|----|-------|
| 掘削許可等の別                   | 掘削           | 増掘 | 動力の装置 |
|                           | (いずれかを○で囲む。) |    |       |
| 許可年月日                     | 年            | 月  | 日     |
| 許可番号                      |              |    |       |
| 地位の承継をされる者の住所又は主たる事務所の所在地 |              |    |       |
| 地位の承継をされる者の氏名又は名称         |              |    |       |

年 月 日

埼玉県知事 氏 名 

様式第4号(第4条関係)

温泉増掘(動力の装置)許可書

指令 第 号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで申請のあった温泉のゆう出量を増加させるためのゆう出路の増掘(動力の装置)については、温泉法第11条第1項の規定により、許可  
します。

記

増掘(動力の装置)を許可する場所  
許可の有効期限 年 月 日まで  
許可の条件

年 月 日

埼玉県知事 氏 名 

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別  
記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第十七号中「第9条関係」や「第11条関係」並びに「第17条第1項」や「第21条第1項」に定める「回遊式」を様式第二十二号とす。  
 様式第十六号中「第9条関係」や「第11条関係」並びに「第16条」や「第20条」に定める「回遊式」を様式第二十二号とす。

様式第十五号中「第9条関係」や「第11条関係」並びに「温泉の成分等の掲示内容届」や「温泉の成分等の掲示内容届(新規・変更)」並びに「第14条第3項」や

|                                                   |  |
|---------------------------------------------------|--|
| 温泉に水を加えて浴用に供する場合は、その旨及びその理由                       |  |
| 温泉を加温して浴用に供する場合は、その旨及びその理由                        |  |
| 温泉を循環させて浴用に供する場合は、その旨(ろ過を実施している場合は、その旨を含む。)及びその理由 |  |
| 温泉に入浴剤を加えて浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称及びその理由                |  |
| 温泉を消毒して浴用に供する場合は、消毒の方法及びその理由                      |  |
| 浴用又は飲用の禁忌症                                        |  |
| 浴用又は飲用の適応症                                        |  |
| 浴用又は飲用の方法及び注意                                     |  |

「第18条第4項」に定める「回遊式別紙中

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

を

|                                                   |  |
|---------------------------------------------------|--|
| 浴用又は飲用の禁忌症                                        |  |
| 浴用又は飲用の適応症                                        |  |
| 浴用又は飲用の方法及び注意                                     |  |
| 温泉に水を加えて浴用に供する場合は、その旨及びその理由                       |  |
| 温泉を加温して浴用に供する場合は、その旨及びその理由                        |  |
| 温泉を循環させて浴用に供する場合は、その旨(ろ過を実施している場合は、その旨を含む。)及びその理由 |  |
| 温泉に入浴剤を加えて浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称及びその理由                |  |
| 温泉を消毒して浴用に供する場合は、消毒の方法及びその理由                      |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

に改め、同様式を様式第二十一号とする。

様式第十四号中「第9条関係」を「第11条関係」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「利用場所」を「温泉利用施設」に改め、同様式を様式第十八号とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第19号(第11条関係)

温泉利用の許可を受けた地位の承継承認申請書

年 月 日

埼玉県知事

様

主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名

㊦

温泉利用の許可を受けた地位の承継について承認を受けたいので、温泉法第16条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

|                                                           |            |  |
|-----------------------------------------------------------|------------|--|
| 合併により消滅する法人又は分割前の法人                                       | 主たる事務所の所在地 |  |
|                                                           | 名称         |  |
| 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継する法人 | 代表者の氏名     |  |
|                                                           | 主たる事務所の所在地 |  |
| 名称                                                        |            |  |
| 許可番号                                                      | 年月日        |  |
| 所在地                                                       | 名称         |  |
| 名称                                                        | (浴槽名等)     |  |
| 合併又は分割の予定日                                                | 年月日        |  |

連絡先  
(電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス)



動力の装置  
(○で囲む。  
を加える。)

に改め、同様式を様式第十三号とし、同様式の次に次の二様式

様式第14号(第11条関係)

温泉掘削許可等を受けた地位の承継承認申請書

埼玉県知事

様

年 月 日

主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名

㊦

掘削許可等を受けた地位の承継について承認を受けたいので、温泉法第6条第1項(温泉法第11条第2項において準用する同法第6条第1項)の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

|                                                          |            |                       |
|----------------------------------------------------------|------------|-----------------------|
| 合併により消滅する法人又は分割前の法人                                      | 主たる事務所の所在地 |                       |
|                                                          | 名称         |                       |
| 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により掘削、増掘若しくは動力の装置の事業を承継する法人 | 代表者の氏名     |                       |
|                                                          | 主たる事務所の所在地 |                       |
| 掘削許可等の別                                                  | 掘削         | 動力の装置<br>(いざれかを○で囲む。) |
|                                                          | 増掘         |                       |
| 許可年月日                                                    | 年 月 日      |                       |
| 許可番号                                                     | 年 月 日      |                       |
| 許可を受けた場所                                                 | 所在地及び地番    |                       |
|                                                          | 地目         |                       |
| 合併又は分割の予定日                                               | 年 月 日      |                       |

連絡先

(電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス)

様式第15号(第11条関係)

温泉掘削許可等を受けた地位の承継承認申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

住所 氏名 被相続人との続柄 (印)

掘削許可等を受けた地位の承継について承認を受けたいので、温泉法第7条第1項(温泉法第11条第2項において準用する同法第7条第1項)の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

Table with columns: 被相続人 (住所, 氏名), 掘削許可等の別 (掘削, 増掘, 動力の装置), 許可年月日 (許可年月日, 所在地番, 所在地番), 相続開始の日 (年月日)

連絡先

(電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス)

様式第二十号中「第9条関係」や「第11条関係」に定める「回線式を様式第十二号とする。」

様式第二十九号中「第9条関係」や「第11条関係」並びに「第15条第1項」や「第19条第1項」並びに「温泉分析」や「温泉成分分析」に定める「回線式を様式第十一号とする。」

様式第三十号中「第8条関係」や「第10条関係」並びに「温泉法施行細則第8条」

や「埼玉県温泉法施行細則第10条」並びに

連絡先 TEL FAX

連絡先 TEL FAX

に定める「回線式を様式第二十号とする。」

様式第七号中「第7条関係」や「第9条関係」並びに「温泉法施行細則第7条」や「埼玉県温泉法施行細則第9条」に定める「回線式を様式第九号とする。」

様式第六号中「第6条関係」や「第8条関係」並びに「温泉法施行細則第6条」や

「埼玉県温泉法施行細則第8条」並びに 許可の種類

掘削許可等の別 (掘削, 増掘, 動力の装置) (いずれれかを○で囲む。)

許可を受けた場所 地目 地番 許可を受けた場所 所在地番 所在地目

に定める「回線式を様式第八号とする。」

様式第五号中「第5条関係」や「第7条関係」並びに「第15条第1項」や「第19条第1項」に定める「回線式を様式第十七号とする。」

様式第四号の次に次の二様式を加える。

様式第5号(第5条関係)

温泉利用許可書

指令 第 号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで申請のあった温泉の利用については、温泉法第15

条第1項の規定により、許可します。

記

温泉利用施設所在地

温泉利用施設名称

源泉名

用 途

許可の条件

年 月 日

埼玉県知事 氏 名 印

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別

記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第6号(第6条関係)

温泉利用の許可を受けた地位の承継承認書

指令 第 号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで申請のあった下記の地位の承継については、温泉法

第16条第1項

の規定により、承認します。

記

| 許 可 年 月 日                 | 許 可 番 号 | 許 可 年 月 日 |
|---------------------------|---------|-----------|
| 地位の承継をされる者の住所又は主たる事務所の所在地 |         |           |
| 地位の承継をされる者の氏名又は名称         |         |           |

年 月 日

埼玉県知事 氏 名 印



附則  
この規則は、平成十九年十月二十日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第二十一号

本庁  
地域機関

副知事の担任意務に関する訓令を次のように定める。

平成十九年十月十九日

埼玉県知事 上田清司

副知事の担任意務に関する訓令

1 副知事の担任意務は、次のとおりとする。ただし、議会との連絡調整については共同して担任するものとし、全庁的に推進する事務等で知事が特に指定するものについては別に定める副知事が担任するものとする。

副知事 橋本光男

総合政策部、総務部（県民生活局長の所掌事務を除く）、危機管理防災部、環境部、県土整備部及び都市整備部の所掌事務に關すること並びに企業局、公安委員会、選挙管理委員会、人事委員会及び収用委員会との連絡調整に關すること。

副知事 岡島敦子

総務部（県民生活局長の所掌事務に限る）、福祉部、保健医療部、産業労働部、農林部及び出納局の所掌事務に關すること並びに病院局、教育委員会、監査委員及び労働委員会との連絡調整に關すること。

2 前項の担任意務について疑義が生じたときは、知事がこれを裁定する。

附則

1 この訓令は、平成十九年十月二十日から施行する。

2 副知事の担任意務に関する訓令（平成十八年埼玉県訓令第十六号）は、廃止する。

## 管理規程

## 埼玉県公営企業管理規程第十五号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年十月十九日

埼玉県公営企業管理者 今井大輔

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程(昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項中「三歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「勤務時間の一部」の下に「(二)時間を超えない範囲内の時間に限る。」を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

## 埼玉県病院事業管理規程第十二号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年十月十九日

埼玉県病院事業管理者 伊能 睿

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員就業規程(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「三歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「勤務時間の一部」の下に「(二)時間を超えない範囲内の時間に限る。」を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

## 埼玉県告示第千五百二十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日  
平成十九年十月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人東大成・植竹小学童保育の会

三 代表者の氏名  
穂積 円

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市北区東大成町二丁

## 告示

目一一七番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、保育が必要とされる小  
学校児童の安全で安心できる放課後及  
び学校休業日の生活の場を築くことに  
より豊かな人材育成を行い、児童の健  
全な育成を図るとともに、保護者の仕  
事と子育ての両立支援を行うことによ  
り、地域社会との密接なつながりに寄  
与することを目的とする。

## 埼玉県告示第千五百二十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日  
平成十九年十月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人障害者の自立を  
考えるあしたの会

三 代表者の氏名  
小山 シズイ

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県蕨市北町二丁目九番二二号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域における障害者の働く場所を提供しておりますが、現状では、なかなか就労の場がありません。そのため、一層の社会的自立を目指し、宅配弁当らくらくを運営しております。一人暮らし、高齢者、市役所、ケアホーム、一般家庭等へ宅配サービスを行い、地域社会との交流も深め、もって障害者の人達とともに豊かな人生を送り、福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千五百二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センター行田支所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（http://www.satamaken-ngo.net/）により縦覧に供する。

一 申請のあった年月日  
平成十九年十月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人彩のさとD.I  
出合いサポートセンター

三 代表者の氏名  
荒木 幸三

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県行田市忍二丁目十五番十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の中高齢者の参画により独身男女の出会いと交流をサポートして地域の活性化を計りサポートする側に励みと、サポートされる側には喜びとなり双方の幸福を築く拠点となる事を目的とする。

埼玉県告示第千五百二十三号

埼玉県公債を抽せんの結果、次のとおり償還する。  
平成十九年十月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 銘柄、償還期日、償還額及び番号

| 銘柄    | 償還期日<br>(年・月・日) | 償還額<br>(万円) | 1万円券 | 10万円券 | 100万円券 | 1000万円券                             |
|-------|-----------------|-------------|------|-------|--------|-------------------------------------|
| 10/11 | 19.12.24        | 90,000      |      |       |        | 1799~1828<br>2609~2638<br>2939~2968 |

二 支払場所

現物債は券面記載の場所、登録債は指定支払場所

埼玉県告示第千五百二十四号

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成十九年十月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 入札内容

イ 件名  
土地建物の売払い

ロ 土地の表示

| 土地の所在               | 地目 | 地積(平方メートル) |
|---------------------|----|------------|
| さいたま市大宮区浅間町二丁目四六番   | 宅地 | 三六一・七五     |
| さいたま市南区太田窪四丁目一三八一番一 | 宅地 | 一、四四一・二九   |
| さいたま市南区別所二丁目一二二六番四  | 宅地 | 二、六〇五・三九   |
| さいたま市北区土呂町二丁目五一番四   | 宅地 | 七二二・一一     |

|                     |     |          |
|---------------------|-----|----------|
| 行田市桜町二丁目一四九六番一      | 宅地  | 一七一・九一   |
| 行田市桜町二丁目一四九六番三      | 宅地  | 六五・九八    |
| 入間郡越生町大字越生字子ノ神六四二番一 | 宅地  | 八八六・六一   |
| 本庄市栄二丁目二〇二二番一       | 宅地  | 六〇七・七四   |
| 比企郡小川町大字小川字川向一三〇三番  | 宅地  | 一、一三一・七六 |
| 熊谷市大原二丁目一六三八番一      | 雑種地 | 三一       |
| 日高市大字高萩字相原一七五三番四四   | 雑種地 | 一三五      |
| 東松山市大字松山字榎戸一〇一二番三   | 雑種地 | 一三四      |
| 東松山市大字松山字榎戸一〇九二番五   | 山林  | 四二       |

ハ 建物の表示

| 建物の所在                 | 種類   | 延床面積     |
|-----------------------|------|----------|
| さいたま市南区別所二丁目二〇六一番地四 外 | 共同住宅 | 七六一・六〇   |
| さいたま市南区別所二丁目二〇五八番地    | 共同住宅 | 七四〇・五二   |
| さいたま市北区土呂町二丁目五一番地四    | 共同住宅 | 一、〇二七・八七 |

二 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に該当する者は、入札に参加できない。

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問い合わせ先

郵便番号三三〇一九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
 埼玉県庁 本庁舎三階南西 埼玉県総務部管財課公有財産担当 担当 平井、若林、金森 電話〇四八―八三〇―二五八一(直通)

四 入札手続等

イ 入札参加申込み  
 この入札に参加を希望する者は、平成十九年十一月一日(木)から十一月十五日(木)までの午前十時から午後四時(正午から午後一時までの間を除く。)

ロ 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日時  
平成十九年十一月二十七日(火) 午前十時から
- (2) 場所  
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号 職員会館三階三〇一会議室

ハ 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

ニ 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額(銀行振出の小切手により納付すること。)

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者とした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

ヘ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

埼玉県告示第千五百二十五号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年十月十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 入札内容

イ 件名

土地建物の売却

ロ 物件の表示

物件番号 五十一

| 土地の所在         | 地目 | 地積(平方メートル) |
|---------------|----|------------|
| 上尾市緑丘五丁目十三番十三 | 宅地 | 一〇〇・一五     |

|                |    |              |
|----------------|----|--------------|
| 上尾市緑丘五丁目十三番地十三 | 種類 | 延床面積(平方メートル) |
| 居宅             |    | 七六・五四        |

|                |    |            |
|----------------|----|------------|
| 上尾市緑丘五丁目十三番地十四 | 地目 | 地積(平方メートル) |
| 宅地             |    | 一〇八・九九     |

|                |    |              |
|----------------|----|--------------|
| 上尾市緑丘五丁目十三番地十四 | 種類 | 延床面積(平方メートル) |
| 居宅             |    | 七五・三四        |

二 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に該当する者は、入札に参加できない。

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問い合わせ先

郵便番号三三〇一九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
 埼玉県庁本庁舎三階南西 埼玉県総務部管財課公有財産担当 平井、若林 電話  
 〇四八―八三〇―二五九〇(直通)

四 入札手続等

イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成十九年十一月十二日(月)から同月十六日(金)までの午前十時から午後四時までの間(正午から午後一時までの間を除く。)に申込みをしなければならない。なお、郵送による申込みは受け付けない。

ロ 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時

一 物件番号五十一

平成十九年十一月二十一日(水) 午前十時

二 物件番号五十二

平成十九年十一月二十一日(水) 午前十一時

(2) 各締切後即時開札場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号 職員会館三階三〇一会議室

ハ 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

ニ 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額(銀行振出の小切手により納付すること。)

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

ヘ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

埼玉県告示第千五百二十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。  
 平成十九年十月十九日

埼玉県知事 上田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)イオン上里ショッピングセンター  
 児玉郡上里町大字金久保字蓮山三百五十九番ほか

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオン株式会社 代表執行役社長 岡田 元也

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となった日

平成十九年十月十一日

埼玉県告示第千五百二十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム鴻巣店

鴻巣市大字箕田一七七一外

ロ 同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

鴻巣市立赤見台第一小学校、鴻巣市立赤見台中学校の通学路につき、児童生徒の登下校の安全確保に万全を期してください。

二 縦覧期間

平成十九年十月十九日から平成十九年十一月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

埼玉県告示第千五百二十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成十九年十月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇六一一三一〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

の区域

深谷市田中字遠原一九五九番地一外

九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

九七三・五立方メートル

埼玉県告示第千五百二十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成十九年十月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇六一一八一一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

大里郡寄居町大字赤浜字後古沢一一

八番地外一〇筆

三 雨水流出抑制施設の容量

九〇〇立方メートル

埼玉県告示第千五百三十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第一項の規定による熊谷都市計画事業籠原中央第二土地区画整理事業についての換地処分があったので、公告する。

平成十九年十月十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千五百三十一号

次のとおり都市公園の供用を開始するので都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条の二の規定により、公告する。

平成十九年十月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

権現堂公園

二 位置

幸手市大字外国府間、大字高須賀、大字権現堂、大字内国府間及び北三丁目地内

三 区域

北葛飾郡栗橋町大字小右衛門地内

四 別図のとおり

供用開始の期日

平成二十年四月一日



物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当 小川 剛、植村 孝一 電話 048-830-6773 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

下記(3)の入札説明会又は下記(3)イの日時以後上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目12番24号 埼玉教育会館1階103会議室

イ 日時

平成19年10月26日(金) 午後1時30分

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目12番24号 埼玉教育会館1階104会議室

イ 日時

平成19年11月30日(金) 午前10時

(5) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当

イ 受領期限

平成19年11月29日(木) 午後5時(必着)

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類

を平成19年11月16日(金)までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要件

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した調達案件を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無



無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) F 330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: 2, 118 notebook personal computers for 96 schools including Saitama Prefectural Urawa high school

(2) Time-limit for tender: 10:00 a.m. November, 30, 2007. (tender submitted by mail 5:00 p.m. November, 29, 2007)

(3) Contact point for notice: High School Education Management Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6773

埼玉県大宮県税事務所長告示第四号

地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成十九年十月十九日

埼玉県大宮県税事務所長

根岸久男

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 氏名又は名称          | 有限会社 川田石油        |
| 代表者の氏名          | 川田 清吉            |
| 主たる事務所又は事業所の所在地 | 埼玉県上尾市大字原市三九一五番地 |
| 指定取消年月日         | 平成十九年九月三十日       |

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十八年五月二十二日

指令飯整第一七〇〇五三〇号

二 検査済証番号

平成十九年十月十一日

飯整第一九〇〇三五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字川角字上谷ヶ野

二二六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川越市大字笠幡三六七八番地一

岡部 加代子

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十月十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年七月二十日

許可番号

第一九〇〇四二〇号

検査済証番号

平成十九年十月十日

第一九〇〇八六号

開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字一ツ木字新田一〇

一一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字一ツ木一〇四

栗原 直樹

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十月十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年十月四日

第一九〇〇七九〇号

二 検査済証番号

平成十九年十月十日

第一九〇〇九八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字下横田字寅ヶ谷戸

四五一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字志賀四六七番地三

スカイハイツ二〇二  
島田 慎一郎

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十月十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷 口 建 一

一 許可番号

平成十九年八月二十日

第一八〇〇八七二号

二 検査済証番号

平成十九年十月十日

第一九〇〇九九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字築地前一五

一九一八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字月輪一三三三

根岸 清

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十月十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷 口 建 一

一 許可番号

平成十九年九月四日

第一九〇〇六五〇号

二 検査済証番号

平成十九年十月十二日

第一九〇一〇二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字能増字岡原二九〇

一の二部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市北区日進町二丁目一七七

八一八

市花 明

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎 本 恵 樹

一 許可番号

平成十九年八月二十九日

指令杉整第一九〇一〇六〇号

二 検査済証番号

平成十九年十月十二日

杉整第一〇〇八一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字並塚一三六三一

三、一四、一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市岩槻区宮町一丁目七番四

六号

助川 忠士

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎 本 恵 樹

一 許可番号

平成十九年九月二十一日

指令杉整第一九〇一一七〇号

二 検査済証番号

平成十九年十月十二日

杉整第一〇〇七一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字木野川字湊二九

四一一二、一四三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日部市豊町一丁目二五番地二

メ

ゾンドプラン金子二〇六

高橋 智也

埼玉県教委告示第三十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成十九年十月十九日

埼玉県教育委員会委員長

石川 正 夫

一 日時

平成十九年十月二十五日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一 号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則について

ロ その他

|      |                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------------|
| 発行日  | 毎週<br>火曜日・金曜日                                                    |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む)                                           |
| 発行者  | 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇<br>〇四八―八二四―二二二一(代表)                    |
| 印刷所  | 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三―一―一〇<br>〇四八―八六二―二九〇(代表)                   |
| URL  | http://www.pref.saitama.lg.jp/A01<br>/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |